

遺産相続したら、借金が！
皆さまの「どうしよう…」を
私たちが解決します！

複雑で面倒な手続きを、プロが丸ごとサポート！

相続放棄手続き まるわかり&申請マニュアル



東京司法書士会所属
司法書士法人YMT
TEL : 06-6442-1057

「相続放棄」って何？

もしも、

思わぬ負債 を相続してしまったら…？



借金の請求書が来た！
どうしよう…



「負の遺産」は相続放棄すれば解決！

ローンなど
マイナスの資産が
確実に多い…

貯金はないし、
借入金が結構多い
気がする…

面倒な相続には
関わりたくない！

故人から引き継ぐ財産は、不動産や貯金だけではありません。
借金やローン残なども「マイナスの遺産」として相続の対象です。
借金などは相続したくないですね…。

ご安心ください！



亡くなった方の財産は
借金などマイナスの方が多い



相続人が返済しなければならない



亡くなった方の財産を放棄して あなたの返済義務はゼロに！



相続放棄するにはどうしたら良いの？

ご存知
ですか？

相続放棄には**期限**があります。

亡くなったことを
知ってから

または

債務（負債）を
知ってから

3ヶ月以内 に家庭裁判所へ
申し立てなければいけません。

ということは、こんな場合は…



期限が数十年も過ぎてしまっていたら、もう無理？

他の司法書士では「対応できない」と断られて…



諦めるしかないのでしょうか？

**大丈夫！
諦めないでください**

期限が経過してしまっても、
例外的に認められることもあります。

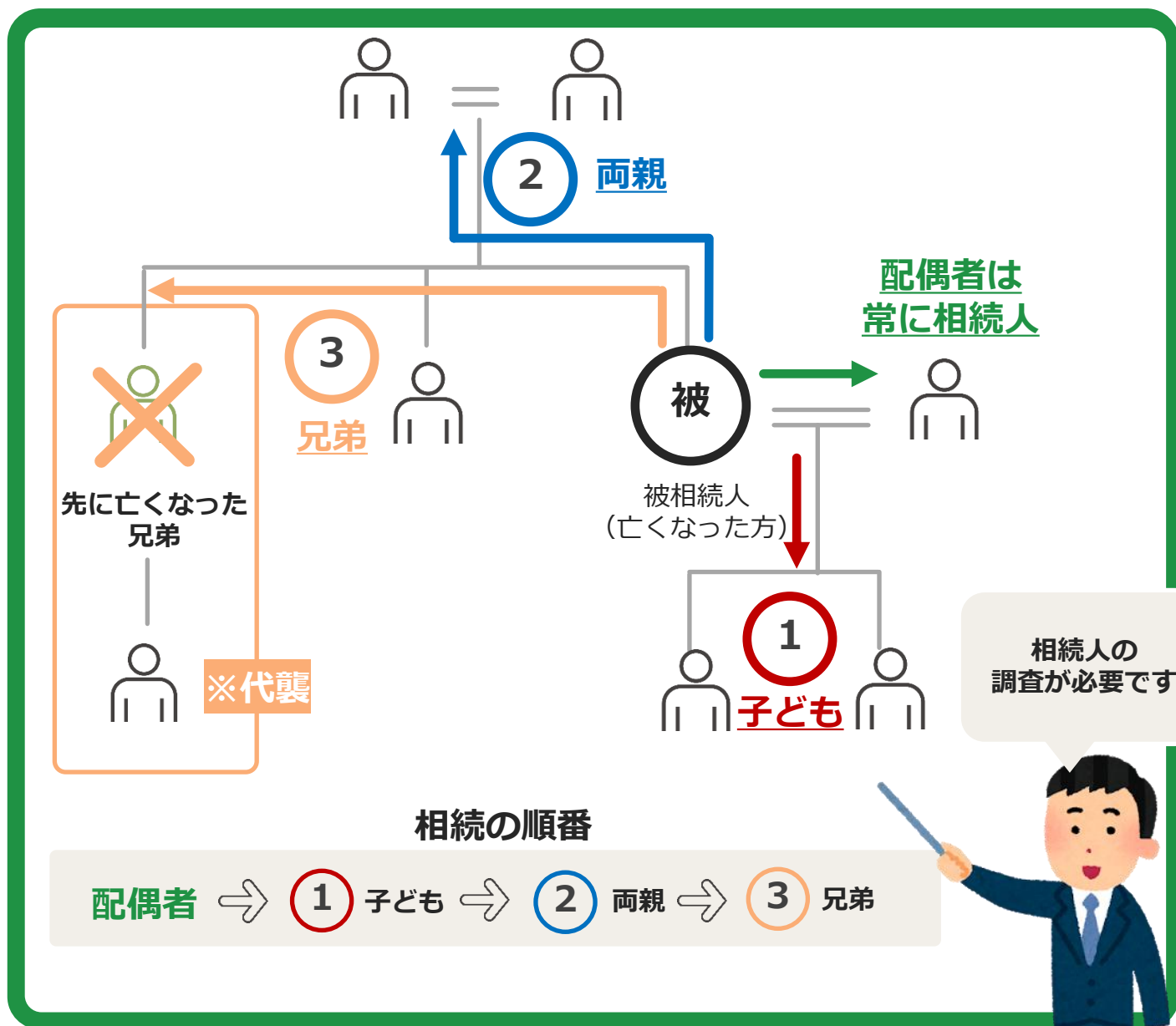


当所では相続放棄に関し
5,000件以上の相談事例があります！
お客様の状況や環境に応じて
柔軟に対応、サポートいたします。

誰が相続放棄をしないといけないの？

どの人が相続するの？

相続人関係図



※ 注意が必要なのが

代襲

死亡日より先に
亡くなった人がいる

さらに

その人に子どもがいる

孫まで相続人となります

最後に



こんな場合は相続放棄をオススメします！

ご注意ください！

相続放棄に失敗し受理されなかった場合、借金を相続しなければならないことも…

👉 3ヶ月以内に **迅速な** 手続きが必要

👉 受理されるよう **確実な** 手続きが必要

複雑で、手間と時間がかかる不安な相続放棄手続き。

経験豊富な専門家にどうぞお任せください！



手続きに必要な業務は代行いたします！

- 戸籍収集
- 申請書の作成
- 裁判所からの照会書の対応 ほか

手続きのご依頼はとっても簡単です！

お客様にお願いするのは、ご住所などのご記入、署名・捺印など、簡単な書類作成のみです。

相続放棄お手続きの流れ

押印書類送付



ご依頼書、相続放棄申請用紙を
郵送させていただきます。
ご署名・ご捺印の上、返送ください。

戸籍収集 約1か月



戸籍謄本を代行で取得いたします。

※ 兄弟姉妹、姪甥の方が相続放棄する場合、
本籍地が遠方の場合などは、1ヶ月以上かかることもございます。

ご入金

費用を銀行振込にてお支払いください



家庭裁判所への申し立て



戸籍謄本が揃い、ご入金を確認できましたら、
当事務所が代行で
家庭裁判所への相続放棄を申述いたします。

(照会書の到達)



申し立てから約2~3週間後に家庭裁判所から
照会書が届く場合がございます。
(届かない場合もあります)

相続放棄申述受理通知書の到達

申し立てから約1ヶ月で、裁判所から当事務所に、
到達いたしますので、請求書とともに送付いたします。

※通知書はお客様へ直接届く場合がございます。
その際は、当事務所にコピーの返送をお願いします。

価格表～全国一律 定額費用～

死亡日から3ヶ月以内

亡くなった方からみて 配偶者、子	報酬 + 税金	総合計
1人	33,000円	33,000円
2人	33,000円	66,000円
3人	33,000円	99,000円
4人	33,000円	132,000円
亡くなった方からみて 親、兄弟	報酬 + 税金	総合計
1人	44,000円	44,000円
2人	33,000円	77,000円
3人	33,000円	110,000円
4人	33,000円	143,000円

死亡日から3ヶ月経過

亡くなった方からみて 配偶者、子	報酬 + 税金	総合計
1人	44,000円	44,000円
2人	33,000円	77,000円
3人	33,000円	110,000円
4人	33,000円	143,000円
亡くなった方からみて 親、兄弟	報酬 + 税金	総合計
1人	55,000円	55,000円
2人	44,000円	99,000円
3人	44,000円	143,000円
4人	44,000円	187,000円

費用の加算

- ・ 戸籍収集の実費代は別途必要となります。
- ・ 代襲（被相続人より先に死亡している）の場合は8800円加算
- ・ 申立て期限まで3週間を切る場合は**16500円～加算**

相続放棄 費用実例

■ 相続人の1人が相続放棄（3カ月以内）
手続きするケース

	司法書士法人 Y M T	他社事務所相場
司法書士報酬	33,000円	35,000～50,000円
消費税		3,500～5,000円
裁判所手数料		約1300円
郵送費用		約2,000円
戸籍収集(実費)	約3,000円～	約3,000円～
合計	36,000円～	約44,800～59,800円

これで安心！

裁判所手数料、郵送費用などの
実費代を含めた金額でございます。



実費代がどのくらい加算されるか
心配する必要はございません。
見積より請求金額が増えることは
ありません。